

既調合モルタル（タイル工専用）

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版11章2節に規定する既調合モルタルとし、モルタルを下地としたタイル工事に使用する張り付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等をあらかじめ工場において所定の割合に配合して製造した材料とする。

2. 品質・性能等

- （1）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （2）主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （3）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

既調合モルタル（タイル工専用）

評価内容（別紙）

項目		品質・性能	備考
材 料	セメント [表示項目]	申請者の規定による。	
	砂 [表示項目]	申請者の規定による。	
	混和剤 [表示項目]	申請者の規定による。	
	単位容積質量 (kg/l) [表示項目]	申請者の規定による。(参考：全国タイル業協会 1.80以上)	
性 能	保水率 (%)	70.0以上	
	長さ変化率 (%)	0.20以下	
	曲げ強さ (N/mm ²)	4.0以上	
	接着強さ (N/mm ²)	標準時	0.60以上
温冷繰返し後		0.40以上	
試験方法	<p>1. 試料の調製 製造所の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。練り混ぜは、JIS R 5201の「10.2 試験用機械器具」に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。</p> <p>2. 単位容積質量の試験方法 JIS A 1171の「6.4 単位容積質量試験」に準ずる。</p> <p>3. 保水率の試験方法 JIS R 3202に規定するみがき板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上に、JIS P 3801に規定する5Aろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、1.で調製した試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後に、ろ紙へにじみ出した水分の広がり最大と認められた方向と、これに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて、次式により保水率を求める。 保水率 = 50/平均値 × 100 注) 50：リング型わくの内径 (mm)</p> <p>4. 長さ変化率の試験方法は、JIS A 6203の「9.9 長さ変化率」に準ずる。</p> <p>5. 曲げ強さの試験方法は、JIS A 6916の「7.11 曲げ強さ試験」に準ずる。試験室の状態は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。</p>		

既調合モルタル（タイル工専用）

項 目	品 質 ・ 性 能	備 考
試験方法 (続き)	<p>6. 接着強さ（標準時）の試験方法</p> <p>(1) 適用タイルが「モザイクタイル」の場合 (試験体の作製)</p> <p>JIS A 5371に規定する普通平板（N-300）を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い、直ちに1. で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209に規定するタイルで押し出し、またはプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300×300mm）」を圧着する。</p> <p>その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。</p> <p>(試験方法)</p> <p>JIS A 6909の「7.10 付着強さ試験」に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。</p> <p>なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。</p> <p style="margin-left: 20px;">T : タイルの母材破断 TM : 既調合モルタルとタイルの界面破断 M : 既調合モルタルの母材破断 MG : 既調合モルタルと下地板の界面破断 G : 下地板の母材破断</p> <p>(なお、標準時の接着強さは、抜き取った試験片5箇所共、0.60N/mm²以上を確保していること。)</p> <p>(2) 適用タイルが「小口タイル・二丁掛タイル」の場合 (試験体の作製)</p> <p>JIS A 5371に規定する普通平板（N-300）を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い、直ちに1. で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209に規定するタイルで押し出し、またはプレス成形による施ゆうの「小口タイル108×60×12mm」を4枚2列計8枚を圧着する。</p> <p>その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。</p> <p>(試験方法)</p> <p>(1)と同様に行う。</p> <p>7. 接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法 (試験体の作製)</p> <p>「モザイクタイル」の場合は、6.（1）と、「小口タイル・二丁掛タイル」の場合は、6.（2）と同様とする。</p> <p>(温冷繰返し試験)</p> <p>「モザイクタイル」および「小口タイル・二丁掛タイル」共、JIS A 6909の「7.11 温冷繰返し試験」に準じて行う。試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに-20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れおよび膨れの有無を目視によって調べる。</p> <p>(温冷繰返し後の接着強さ試験方法)</p> <p>「モザイクタイル」および「小口タイル・二丁掛タイル」共、温冷繰返し試験完了後の試験体を、標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。</p> <p>(なお、温冷繰返し後の接着強さは、抜き取った試験片5箇所共、0.40N/mm²以上を確保していること。)</p>	